



発行 青森市沖館市民センター
〒030-0002 青森市沖館 1-1-11
TEL 017-761-4161
FAX 017-761-4164

講座レポート

新田浄化センターの見学 ～環境施設の稼働内容を学ぼう～



5月20日、新田浄化センターで地域力アップ講座「新田浄化センターの見学～環境施設の稼働内容を学ぼう～」を開催しました。講師は、水ingAM・豊産管理特定共同企業体総括責任者 出町祐介さん、副総括責任者 葛西弘貴さんです。

普段なかなか見ることのできない施設内部を見学しながら、私たちの生活で使われた水が、どのようにきれいにされて、川へ戻されるのかを知ろうと、定員を超えた22名の参加者が、施設見学に参加しました。

最初に、出町祐介さんから、新田浄化センターの概要や汚れた水をきれいにする仕組みについて、分かりやすく説明していただきました。特に、「油を流さない」「トイレトーパー以外の紙は流さない」「洗剤を使いすぎない」といった、家庭ですぐにできる工夫が、環境を守ることにつながるという話には、多くの方々がうなずいていました。

施設内では、大きな機械が動く音が響き、広い設備がずらり。「こんなに大きな施設だったんだね」「24時間休まず動いているなんてすごい」と、参加者のみなさんも興味津々の様子でした。

また、水をきれいにするために微生物が活躍していることを知り、「小さな生き物が頑張っているんだね」と驚く声も聞かれました。

今回の講座テーマである「環境づくりは、一人一人が主役、よく理解し実践しよう」のとおり、私たち一人一人の行動が、環境保全につながることを、改めて学ぶ貴重な機会となりました。



汚水の清濁具合を説明する葛西講師

最終沈殿池の説明を聞く参加者

業務員コーナー

これまでに、こんな講座が開催されました！

担当 北谷



はじめての陶芸～用途いろいろ多用皿2枚～

5月26日から全4回、陶芸教室主宰 昆慶子先生を講師に迎え、一人2枚多用皿を作る講座が開催されました。5月から、こねるところから始まり、7月21日の完成までに、時間はかかりましたが、参加者それぞれお皿の様子が個性溢れ、どれも素敵なお皿の完成となりました。陶芸に触れる良い機会になったのではないかなと思います。



フェルトでつくる金魚ねぶた

7月14日・21日と全2回、手芸愛好家 木村世紀子先生を講師に迎え、フェルトでつくる金魚ねぶたづくりが開催されました。参加者の多くが、久しぶりに針と糸を使っている様子を楽しんでいる様子がうかがえました。完成した大小それぞれの金魚ねぶたは、フェルトならではの触ってもやわらかで、あたたかみのある作品が出来上がりました。口の刺繍が皆違い、表情豊かな金魚ねぶたでした。

「氏の変更は簡単ではない。名前の変更は氏の変更ほど難しくない。」参加者は、講師の話に真剣な眼差しで聞き入っていました。講師は、元司法書士 青山仁さんです。26人の参加者は、家族と戸籍について改めて考える最良の機会となりました。

講座の前半は、「法律に規定する家族」「親族」「血族」「姻族」「近親者」「夫婦」「親権者」「保護者」「里親」「戸籍の歴史」「戸籍の意義」等について、具体例を挙げて分かりやすく説明してくれました。

後半では、「どのような場合に戸籍に記載されるのか」「法律的に婚姻したと認められるのはいつか」「氏について」等をホワイトボードを使ってかみ砕いて説明してくれました。

戸籍の意義

- ・戸籍は、国民の身分（親族）関係を公証するもの。
- ・戸籍に搭載されていることにより日本国籍を有している証明になる。
- ・先祖から子孫までの縦の系列、姻族から傍系への横のつながりまで、探索が可能なシステムになっている。

戸籍に記載される事由

- ①出生 ②婚姻 ③分籍 ④転籍 ⑤養子縁組 ⑥就籍 ⑦帰化等
- ③分籍：成年の方が、自己を筆頭者とする単独の戸籍をつくる。
- ④転籍：現在の「本籍地」を、日本国内の別の場所へ移す。
- ⑥就籍：無戸籍者が、家庭裁判所の許可を得て新たに戸籍を作る。

・氏の変更は、基本的に裁判所の許可を必要とする。

次のような場合は、裁判所の許可を必要としない。

- ①養子縁組・離縁：戸籍の筆頭者が養子となる場合、養子となる者と配偶者は養親の氏を称する。
- ②離婚の場合の婚子続称：夫婦が離婚する場合、婚姻の際に氏を改めた妻又は夫は、離婚後、婚姻中の氏をそのまま称することができる。これを呼称上の氏と称す。
- ③新しい氏を称する場合：外国人が帰化により日本国籍を取得すると、日本人としての氏名の戸籍が編製される。

受講者からは「普段戸籍についての話を聞く機会がないので、大変勉強になった」「戸籍の話初めて聞き興味深かった」「大切な内容なので続けてほしい」「難しかったが戸籍は欠かせないものであることが分かった」「戸籍が身近だということに気づかされた」「今議論されている事柄の根幹と関わる内容で大変興味深く学んだ」等の感想を頂きました。



講師の話に真剣に聴いている参加者



講師に質問をしている参加者



お勧め講座・イベントのご案内！ (11～12月)

知っておきたい！

「介護保険で利用できるサービス」

日時：11月17日（火）10：00～12：00

募集：18歳以上 20人

講師：青森市地域包括支援センターおきだて
センター長 佐藤 伊織

受講料：無料

準備物：筆記用具

申し込み：詳細は11月号広報をご覧ください。



「親子でクリスマスのアロマバスボムづくり」

日時：12月19日（土）10：00～12：00

募集：小学生と保護者 10組 20人

講師：AEAJ アロマセラピーインストラクター
中嶋 稚香子

材料費：1,000円

準備物：なし

申し込み：詳細は12月号広報をご覧ください。



編集後記

市民センターでは、市民の皆様の興味・関心を引き付ける様々な講座を開催し、サークル活動を行っています。学習活動に取り組む姿は、明るく元気で楽しさに溢れています。今後もそのような生涯学習の取組を紹介する紙面作りを行い、市民の皆様の学習活動を支援してまいります。

〈取材・編集〉

青森市中央市民センター1F

青森市生涯学習推進員室

TEL 017-734-0164（内線36）

沖館市民センター担当：須藤、横内